

審査項目	細別	a	b	c	d	e		
		工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である		
2・施工状況	Ⅱ・工程管理	<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民（施設管理者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他（理由）					評価	
	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 詳細評価内容：							
Ⅲ・安全対策	a	b	c	d	e			
	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である			
<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他（理由）					評価			
※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 詳細評価内容：								
6・社会性等	Ⅰ・地域への貢献等	a	a'	b	b'	c		
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない		
<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他（理由）					評価			
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 詳細評価内容：								

※1. 工事担当係長は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のし点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. し点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	細別	評価対象項目
4 ・ 工 事 特 性		<p>■建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他（理由：）
		<p>点</p> <p>詳細評価内容：</p>
		<p>■建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他（理由：）
		<p>点</p> <p>詳細評価内容：</p>
		<p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他（理由：）
		<p>点</p> <p>詳細評価内容：</p>
		<p>■厳しい自然・地盤条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。</p> <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> その他（理由：）
		<p>点</p> <p>詳細評価内容：</p>

審査項目	細別	法令遵守等の該当項目一覧表		
7・法令遵守等 ・総合評価	◎	0点	該当無し	
	○	-20点	1.指名停止3ヶ月以上	
	○	-15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	
	○	-13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	
	○	-8点	4.文書警告	
	○	-5点	5.口頭注意	
	○	-3点	6.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	
	#□	点	7.その他 理由：()	
	<input type="checkbox"/> 総合評価技術提案履行確認 ※総合評価落札方式における技術提案が不履行の場合に減点評価する		理由：	点
	<input type="checkbox"/> 履行 <input type="checkbox"/> 不履行 <input type="checkbox"/> 対象外		←*「総合評価」の判定を行って下さい	
<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、 「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から6の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未済の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員からの文書注意、口頭注意等)は、監督員又は工事担当係長の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表により工事成績採定点を減点する。減点数は「北九州市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した(例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引き渡し後に事故等が発生し、工事的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が工事請負契約約款の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。 ・ 20.その他(理由：) 				
評点		0		
		点		